

告示

埼玉県告示第八百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス川越的場店

埼玉県川越市大字的場字六畑八百三十一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

埼玉県の策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」ならびに川越市が制定する「川越市中小企業振興基本条例」に基づき、川越商工会議所への加入を強く求める。

また、当所その他、地域が行う祭りや各種行事への積極的な参加・協力を求めるとともに、周辺事業者との良好な関係を維持し、共存共栄を図られることを望む。

二 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年一月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター